



うちなー健康経営宣言

第 1406 号

令和 5 年 4 月 5 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

今後も健康経営を実践継続します！

取組事項

- 1 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 2 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 3 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4 従業員の家族の健診受診を奨励する。
- 5 血圧管理に取り組む。
- 6 感染症予防に取り組む。
- 7 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
- 8 メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。